

教育警察常任委員会 年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

5月27日(金) 教育警察常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1)部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2)重点項目について、いつ頃、どのような方法(例:執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など)で調査を行うか協議する。
- (3)県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
参考:年間活動計画書
委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。